

大和郡山市

パートナーシップ 宣誓制度 ガイドブック



目次

1. パートナーシップ宣誓制度について

パートナーシップ宣誓制度について	1
利用対象者	2
対象者の要件	2
パートナーシップの宣誓をすることができない者	3

2. パートナーシップ宣誓制度の手続き方法

宣誓手続き方法	4
宣誓に必要な書類(チェックリスト)	5
パートナーシップ宣誓書	6
パートナーシップ宣誓書受領証	7

3. 受領証の再交付・届出事項の変更・返還について

4. パートナーシップ宣誓制度が利用できるサービス

5. よくある質問

(参 考)

用語説明	14
大和郡山市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	15
相談のご案内	21

LGBT大和郡山レインボーマーク



市のシンボルである金魚に性の多様性を表す6色のレインボーをデザインしたもので、LGBTQなどの性的マイノリティの理解者・支援者(アライ)として性的マイノリティを支援することを意味しています

1. パートナーシップ宣誓制度について

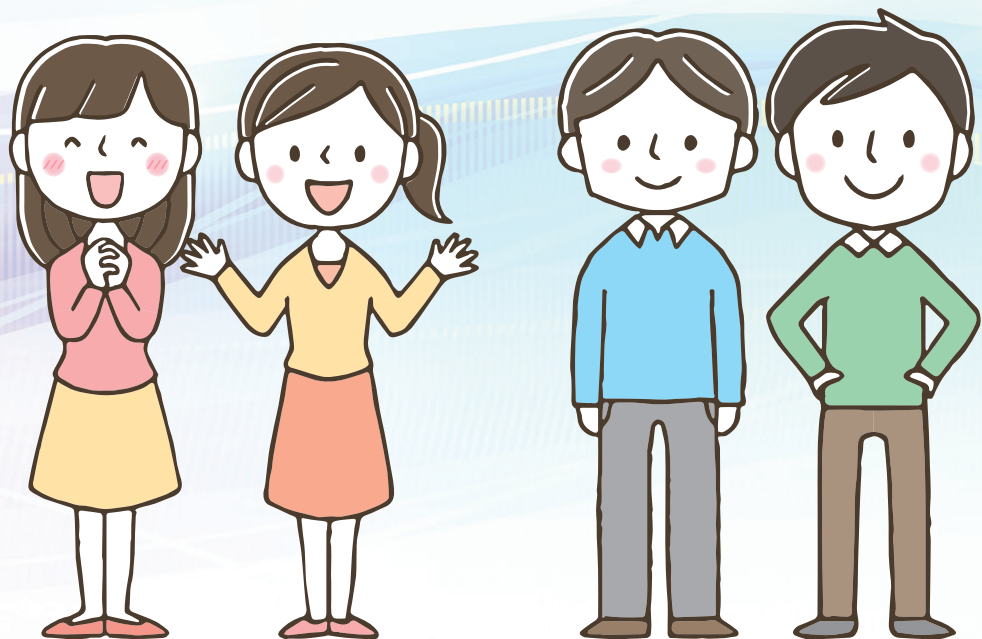
大和郡山市では、市民一人ひとりが互いの価値観や個性の違いを認め合い、すべての人の人権が尊重され、多様性が認められる共生社会の実現を目指すことを目的に、大和郡山市パートナーシップ宣誓制度を導入します。

この制度は、性的マイノリティであるカップルが、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的、物理的、精神的に協力し合うことを約束した関係であることを宣誓した事実に対し、市長が証明する制度です。

なお、婚姻制度とは異なり、二人の関係を法的に保護するものではありません。そのため相続や税の控除などの法律上の効果はありません。

しかし、二人がお互いをともに支え合いながら生きていくことができるよう、価値観や個性の違い、多様性を認めるなど、当事者の生き方を応援していく制度です。

この制度の導入により、差別や偏見の解消、性の多様性に対する認知について市民や事業者の理解が広がるよう周知啓発にも取り組み、誰もが自分らしくいきいきと輝く、多様性を認める共生社会が実現することを期待しています。



利用対象者

一方又は双方が性的マイノリティであるカップルが対象です。

具体的には、戸籍上同性のカップルに限らず、同性のカップルの中には、一方がトランスジェンダー（性同一性障害など）であることにより、戸籍上は異性のカップルという例もあるため、様々なケースの性的マイノリティのカップルが対象となります。

対象者の要件（次のすべての要件に該当していることが必要です。）

- (1) 宣誓をする日において、双方がともに民法に規定する成年^{※1}に達していること。
- (2) 住所について次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が市内に住所を有していること。
 - イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること。
 - ウ 双方が市内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）がいないこと及び宣誓をしようとする相手以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (4) 宣誓しようとする者同士が直系血族又は三親等内の傍系血族^{※2}、もしくは直系姻族^{※3}でないこと。

※1 民法第4条（成年）

年齢20歳をもって、成年とする。

（民法の改正により令和4（2022）年4月1日以降は満18歳となる予定）

※2 民法第734条（近親者間の婚姻の禁止）

1. 直系血族又は三親等内の傍系血族の間では、婚姻をすることができない。

ただし、養子と養方の傍系血族との間では、この限りでない。

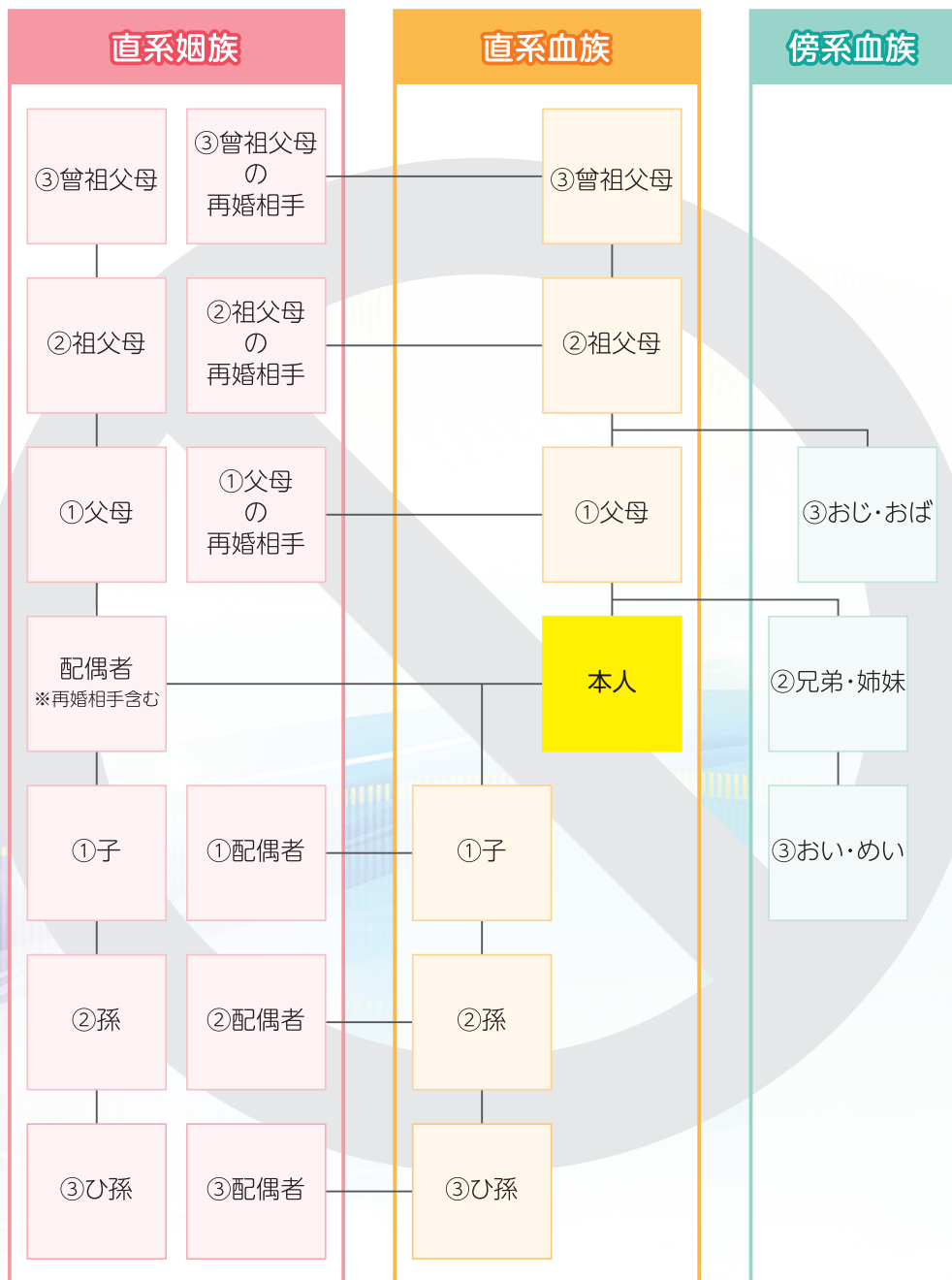
2. 第817条の9【実方との親族関係の終了】の規定により親族関係が終了した後も、前項と同様とする。

※3 民法第735条（直系姻族間の婚姻の禁止）

直系姻族の間では、婚姻をすることができない。第728条【離婚等による姻族関係の終了】又は第817条の9【実方との親族関係の終了】の規定により姻族関係が終了した後も、同様とする。

パートナーシップの宣誓をすることができない者(近親者)

三親等内親族図



※個別の事情について相談したい方は、人権施策推進課へご連絡ください。

2. パートナーシップ宣誓制度の手続き方法 (宣誓から受領証交付までのながれ)

宣誓日の事前予約

大和郡山市 市民生活部 人権施策推進課の窓口へ直接お越しいただくか、電話又はメールでご連絡していただき、宣誓の日時を予約してください。(希望日の1週間前までにご連絡ください。)

その際に、必要書類等の確認及び宣誓方法の説明をします。



宣誓日の当日

- ① 予約した日時に必要書類を持参し、必ず二人で来庁してください。ご希望に応じて、個室での対応も可能です。
- ② 市の職員の立ち会いのもと、宣誓書及び確認書に必要事項を記入し、必要書類と共に提出してください。(※書類に不備や不足がある場合等は、宣誓日を延期させていただきます。)
- ③ 本人確認及び宣誓内容や要件を審査し、適正と認められた場合には、宣誓書の写しを添えて、受領証を発行します。

原則、即日交付します。

(※ただし、一方又は双方が市内へ転入予定の場合は、転入後の住民票の写し等を提出いただいてからの受領証交付となります。)

お 手 続 き 場 所 | 大和郡山市 市民生活部 人権施策推進課
大和郡山市北郡山町248番地4
代表電話 0743-53-1151
Email jinkenss@city.yamatokoriyama.lg.jp

宣 誓 書 対 応 時 間 | 平日9:00～16:00
(年末年始、祝祭日を除く)

事前予約受付時間 | 平日8:30～17:15

宣誓に必要な書類(チェックリスト)

必要書類	説明等	チェック
宣誓書	様式第1号 宣誓日に自署していただきます。	☐
確認書	様式第2号 宣誓日に自署していただきます。	☐
住民票の写し又は 住民票記載事項証明書	宣誓日の3ヶ月以内に発行されたもので、 本籍や個人番号は省略したもの。同一世帯 の場合は1通で可能。	☐
現に婚姻をしていない ことを証明する書類	宣誓日の3ヶ月以内に発行された独身証明 書または戸籍抄本。 本籍地の市町村で取得できます。 外国籍の方は配偶者がいないことを確認で きる大使館等公的な機関が発行する書面と その日本語訳文。	☐
市内に住所を有して いない場合、市内への 転入を予定している ことが確認できる書類	例) 転出証明書、物件売買契約書、賃貸契 約書等。 ※後日、転入後の住民票の写しを提出いた だきます。	☐
本人確認書類	個人番号カード、旅券、運転免許証、その他 官公庁が発行する本人の顔写真が貼付さ れたもの。 ※上記のものがない場合は、健康保険証、 年金証書、介護保険の被保険者証、など2点 以上必要。	☐
氏名とあわせて通称名 の使用を希望する方は、 通称名を日常的に使用 していることがわかる 書類	通称名を使用していることが客観的に 分かる資料。 例) 勤務先・学校等が発行した身分証明書、 通帳・診察券・会員証・郵便物、など2点以上 必要。	☐

パートナーシップ宣誓書



パートナーシップ宣誓書

(宛先) 大和郡山市長

私たち _____ と _____ は、大和郡山市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、互いをその人生のパートナーとすることを宣誓し、署名いたします。

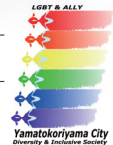
届出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

宣 誓 者	
ふりがな	
氏 名	
通称名の場合 戸籍上の氏名	
生 年 月 日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
住 所	
電 話 番 号	
(メールアドレス)	

※代筆の場合（代筆者） 住 所 _____

氏 名 _____

※転入予定の場合（転入予定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日）



..... ※以下は、大和郡山市の記入欄です。

氏名(_____)	個人番号カード・旅券・免許証・その他(_____)	連絡先
氏名(_____)	個人番号カード・旅券・免許証・その他(_____)	連絡先

宣誓番号第 _____

号

パートナーシップ宣誓書受領証

表

第 号	
 パートナーシップ宣誓書受領証	
大和郡山市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。	
宣誓日	年 月 日
様 (年 月 日生)	
様 (年 月 日生)	
年 月 日 大和郡山市長	

裏

大和郡山市では、市民一人ひとりが互いの価値観や個性の違いを認め合い、すべての人の人権が尊重され、多様性が認められる共生社会の実現をめざしています。

この受領証は、法律上の効果が生じるものではありませんが、お互いを人生のパートナーとして日常生活において協力し合うことを宣誓されたことを証することにより、お二人がいいきと輝き、活躍されることを期待しています。

これからの人生をともに歩まれるお二人のご多幸を願います。

この受領証の提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。

特記事項


Yamatokoriyama City
Diversity & Inclusive Society

3.受領証の再交付・届出事項の変更・返還について

次の場合、所定の手続きを行うことによって、受領証の再発行、宣誓書届出事項の変更、受領証の返還をすることができます。

受領証の再交付

受領証の損失・破損・汚損により再発行を希望する場合は、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書(様式第4号)に必要事項を記入のうえ提出してください。

本人確認や内容を審査し、受領証を再交付いたします。(※破損・汚損の場合は、既に交付した受領証をご返還ください。)

宣誓書届出事項の変更

住所・氏名・通称名、その他宣誓した時に提出した書類の記載事項又は確認事項に変更があった場合は、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書(様式第4号)に必要事項を記入のうえ、変更した事実が分かる書類(住民票や郵便物など)を添えて提出してください。

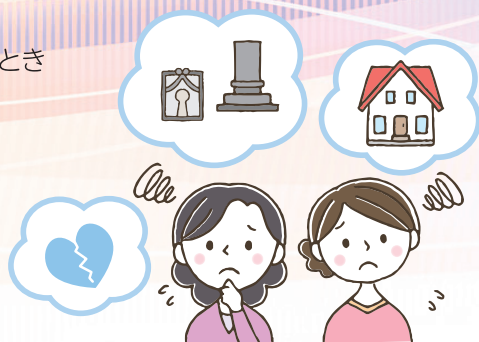
本人確認や内容を審査し、受領証を再交付いたします。
(※なお、既に交付した受領証はご返還ください。)



受領証の返還

次のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届(様式第5号)に必要事項を記入のうえ、既に交付した受領証をご返還ください。

- (1) 双方の意思によりパートナーシップの関係が解消されたとき
- (2) 一方又は双方が死亡したとき
- (3) 一方又は双方が市外に転出したとき
- (4) 受領証の返還を希望するとき



4. パートナーシップ宣誓制度が利用できるサービス

パートナーシップ宣誓制度に応じて民間サービスの提供が始まっています。

◆携帯電話会社の家族割



◆航空会社のマイレージ共有



◆金融機関の住宅ローン



◆生命保険の死亡保険金の受取人



◆クレジットカード会社の 家族カード発行



詳しいサービスについては、
それぞれ該当する
企業にお尋ねください。

今後、行政サービスについて随時整理し、市のHPにも更新していきますので、ご不明な点は人権施策推進課までお尋ねください。

TEL ▶ 0743-53-1151 (内線334)

FAX ▶ 0743-53-1211

Email ▶ jinkenss@city.yamatokoriyama.lg.jp

市のHP ▶ <https://www.city.yamatokoriyama.nara.jp/life/human/jinken/005821.html>

5.よくある質問

Q1 制度の利用に際し、プライバシーは守られますか？

A. 宣誓の際は、プライバシー保護のため、ご希望に応じて個室での対応も可能です。事前予約の際にご要望をお聞きます。また、提出された書類や記載されている内容等の大切な個人情報等は、必ず守られます。

Q2 パートナーシップ宣誓に費用はかかりますか？

A. 宣誓や受領証の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に提出する必要書類の交付手数料等が必要になります。

Q3 パートナーシップの宣誓は、事実婚でもできますか？

A. 大和郡山市のパートナーシップ宣誓制度は性的マイノリティ支援の一環として行うものです。宣誓する二人の一方又は双方が性的マイノリティであることが要件となります。

Q4 「成年に達した者」とは何歳以上ですか？

A. 20歳以上です。民法の改正により、令和4(2022)年4月1日以降は満18歳以上となる予定です。

Q5 「婚姻することができない関係」はどのような場合ですか？

A. 次の場合です。

- 民法734条(近親者間の婚姻の禁止)及び735条(直系姻族間の婚姻の禁止)の規定により婚姻できない関係にある方は宣誓できません。(3ページ図参照)ただし、養子と養方の傍系血族との場合、宣誓することができます。
- 直系姻族の間
- 養子、その配偶者、直系卑属又はその配偶者と養親又はその直系尊属との間。ただし、養子と養親の関係であって、当該関係が終了した場合、宣誓することができます。

Q6 養子縁組をしていると宣誓できませんか？

A. 宣誓者同士が養子と養親の関係にある場合には、宣誓できません。養子縁組を解消した場合には、宣誓を行うことができます。

Q7 どうして養子縁組をしていると宣誓できないのですか？

A. パートナーシップは、二人が相互協力、費用分担等を誓約するものですので、婚姻をすることができない関係にある方は原則として認められません。ただし、宣誓等の制度がない状況でやむを得ず養子縁組を行う方もおられることから、関係の重複を避けるため、養子縁組を解消した場合に限って宣誓を認めることとしています。

Q8 外国籍でも宣誓をすることはできますか？

A. 独身証明書の代わりに婚姻要件具備証明書とその日本語訳が必要になります。婚姻要件具備証明書を発行していない国の場合、それに代わる書類が必要になります。

Q9 市民でないと宣誓できないのですか？

A. 市内へ転入を予定している方であれば、宣誓できます。
具体的には、以下のとおりです。

- 宣誓者二人とも市民である場合
- 宣誓者の一人が市民であり、もう一人が、市内に転入を予定している場合
- 宣誓者の二人とも市外の方である場合も、宣誓することもできますが、宣誓書受領証の交付に転入したことを証明する住民票の写しの提出が必要です。

Q10 なぜ転入予定でも宣誓できるのですか？

A. 大和郡山市へ転入し、パートナーと共同生活することを予定している方が、住居等の準備を整えるために必要な場合が想定されるためです。

Q11 通称名は使用できますか？

A. 交付する受領証に通称名を記載できます。

Q12 同居していないと宣誓できませんか？

A. 宣誓の時点で同居している必要はありません。

Q13 郵送での宣誓はできますか？

A. 宣誓の際は、職員の面前で、本人確認の上、宣誓書に記載していただく必要があるため、郵送での宣誓は行っておりません。

Q14 他の人に代理で宣誓してもらうことは可能ですか？

A. 代理の宣誓はできません。必ず、宣誓者の二人がそろって窓口にお越しください。

Q15 宣誓は、二人で行かないとだめですか？

A. 本人確認と二人の意思を確認の上、宣誓書に署名をいただくため、二人でお越しください。

Q16 なぜ住民票や戸籍などを提出する必要があるのですか？

A. 宣誓の対象者の要件である、市内に居住していることや独身であることを確認するためです。

Q17 受領証はすぐに交付されますか？

A. 提出された書類等に不備がなく、宣誓が適当と認められる場合は即日交付します。ただし、内容確認等に時間を要する場合がありますのでご了承ください。

Q18 受領証はどのように利用するのですか？

A. 受領証の提示により、一定の範囲で婚姻関係や事実婚に準じた取り扱いが行われるサービスがあります。詳しくはサービス提供者にご確認ください。今後、大和郡山市でも受領証を提示することで利用できる制度を増やしていくとともに、民間事業者や市民の皆様に対しても受領証の利用等について、周知啓発を進めていく予定です。

Q19 受領証は、公的な本人確認書類として使用できますか？

A. 使用できません。二人がパートナー関係であると宣誓されたことを証明するものです。

Q20 パートナーシップ宣誓制度と婚姻制度はどう違いますか？

A. 婚姻を行うと、民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利や、税金の控除、親族の扶養義務等、様々な権利・義務が発生します。一方、大和郡山市のパートナーシップ宣誓制度は、要綱に基づいて実施するため、法的な効力はありません。また、宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

Q21 パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか？

A. 結婚に類似した関係を構築する方法として、公正証書により遺言書を作成する方法や任意後見契約などを結ぶ方法があります。

Q22 法的効力がないのになぜ導入をするのですか？

A. この制度は、二人がパートナーシップの関係を形成することを尊重するものです。制度の導入をきっかけとして、現在、婚姻関係に準じる共同生活を送りながらも、そのことを対外的に証明する手段が乏しく、生きづらさを抱えている方々への社会的理解が進み、パートナーシップを尊重する取組みが広がっていくことを期待し、導入することとしました。

Q23 大和郡山市外に転出するときはどうしたらいいですか？

A. 双方が大和郡山市外へ転出するときは、受領証返還届を提出してください。二人とも市外に転出すると、宣誓の要件を満たさないことになりますので、受領証を返還してください。

Q24 関係を解消した場合にはどうしたらいいですか？

A. パートナーシップを解消した場合には、受領証返還届を提出し、受領証を返還してください。

Q25 なりすましや偽造等の悪用をされませんか？

A. 市が宣誓を受ける際には、独身であることを証明する書類と、本人確認を行うため身分証明書の提示を求めることで、なりすまし等の悪用を防止します。なお、宣誓の要件に該当しないことが判明した場合、当該パートナーシップを無効とし、受領証の返還を求めています。

Q26 宣誓書は何年間保存されますか？

A. 10年です。

Q27 パートナーシップ宣誓制度の導入により、伝統的な家族関係に影響を及ぼすのではないですか？

A. パートナーシップ宣誓制度は、結婚制度や家族制度に何らかの影響を与えるものではありません。性の多様性を尊重し、二人のパートナーシップ関係を社会的に認めてほしいというお気持ちを受け止めるとともに性的マイノリティの方々への社会的理解が広がり、生きづらさの解消につながっていくことを期待して導入するものです。

Q28 パートナーとのトラブルを相談する窓口はありますか？

A. 市民相談室において、性的マイノリティに関することも含め、市民から様々な相談をお受けしています。

用語説明

用 語	内 容
大和郡山 レインボーマーク	市のシンボルである金魚に性の多様性を表す6色のレインボーをデザインしたもので、LGBTQなどの性的マイノリティの理解者・支援者(アライ)として支援することを意味しています。
LGBTQ (エルジービー ティキュー)	L:レズビアン(女性同性愛者)、G:ゲイ(男性同性愛者)、B:バイセクシュアル(両性愛者)、T:トランスジェンダー(出生時に診断された性と、自認する性の不一致)、Q:クエスチョニング(自分の性自認や性的指向が定まらないこと)の頭文字をとった総称です。その他にもX:(エックス)ジェンダー(性別認識が男か女どちらか一方ではない人)、A:(ア)セクシュアル(性愛の対象を持たない人、または性的欲求そのものがない人)など様々な性が存在します。
ALLY (アライ)	同盟や支援、協力を意味する英語のallyが語源で、当事者でない人がLGBTQなどの性的マイノリティを理解し、支援するという考えやその考えを持つ人のことをいう。
Diversity (ダイバーシティ)	さまざまな考え方や生き方をしている人を否定せず、個々の違いを尊重し、違いを積極的に活かすことにより、より良い社会の実現を目指すことをいう。
Inclusive (インクルーシブ)	包括的、包含しているさまを意味します。社会の構成員ひとり一人を尊重し、誰も切り捨てられないように援護し、支え合っていくことをいう。
性的マイノリティ	性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時の性と異なる者をいう。
性的指向	人の恋愛感情や性的な関心が、同性、異性又は両性のいずれの性別を対象とするのかを表す概念をいう。
性自認	自らの性別についての認識をいう。
パートナーシップ	一方又は双方が性的マイノリティである者が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的及び物理的かつ精神的に相互に協力し合うことを約した関係をいう。
宣誓	パートナーシップの関係にある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。
多様な性	性には、①身体の性(生まれたときに割り当てられた身体の区別による性)、②こころの性(自分の性別をどう認識しているか、性自認)、③表現する性(ことばづかいや髪型、服装など、自分をどのように表現するか)、④好きになる性(恋愛対象として好む性、性的指向)の4つの要素があります。身体の性とこころの性が必ずしも一致するわけではなく、好きになる性も異性とは限りません。性のあり方は人の数だけバリエーションがあり、多様な性が存在します。
性同一性障害	体の性と自分が認識する心の性が一致しない状態をいいます。
カミングアウト	自分の秘密を誰かに伝えることをいう。
アウティング	他人の秘密を許可なく暴露することをいう。

大和郡山市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大和郡山市民一人ひとりが互いの価値観や個性の違いを認め合い、すべての人の人権が尊重され、多様性が認められる共生社会の実現に資するため、性的マイノリティである者等が、その自由な意思により、互いにパートナーであることを宣誓する大和郡山市パートナーシップ宣誓制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時の性と異なる者をいう。
- (2) 性的指向 人の恋愛感情や性的な関心が、同性、異性又は両性のいずれの性別を対象とするのかを表す概念をいう。
- (3) 性自認 自らの性別についての認識をいう。
- (4) パートナーシップ 一方又は双方が性的マイノリティである者が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的及び物理的かつ精神的に相互に協力し合うことを約した関係をいう。
- (5) 宣誓 パートナーシップの関係にある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 宣誓をする日において、双方が民法に規定する成年に達していること。
- (2) 住所について次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が市内に住所を有していること。
 - イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること。
 - ウ 双方が市内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。)がないこと及び宣誓をしようとする相手以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (4) 宣誓をしようとする者同士が直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族でないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、担当職員の面前において、パートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)及びパートナーシップの宣誓に関する確認書(様式第2号。以下「確認書」という。)に必要事項を自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。この場合において、あらかじめ宣誓する日時等について事前に市と調整しなければならない。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
 - (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類
 - (3) 市内に住所を有していない場合、市内への転入を予定していることが確認できる書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 宣誓をしようとする者の一方又は双方が、宣誓書及び確認書に自ら記入することができないと市長が認めたときは、本市職員及び宣誓をしようとする者の立会いのもとで当該当事者以外の者に代筆させることができる。
- 3 宣誓書の受領は、市長が指定する場所において行うものとする。

(本人確認)

第5条 市長は、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書その他これらに類するものであって、本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

(通称名の使用)

第6条 宣誓をしようとする者は、性別違和その他市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において、戸籍上の氏名との併記により通称名(氏名以外の呼称であって、社会生活上通用しているものをいう。)を使用することができる。この場合において、市長は、通称名を日常的に使用していることがわかる書類の提出を求めるものとする。

(受領証の交付)

第7条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が第3条各号に掲げる要件のすべてを満たしていると認めるときは、当該者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第3号。以下「受領証」という。)に収受印を表示した宣誓書の写しを添えて交付するものとする。この場合において、前条の規定により通称名を使用したときには、通称名を受領証に記載するものとする。

(受領証の再交付)

第8条 前条の規定により受領証の交付を受けた者は、当該受領証を紛失し、破損し、又は汚損したとき、並びに住所氏名等の変更があったときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書(様式第4号。以下「再交付申請書」という。)を提出することにより、受領証の再交付を受けることができる。この場合において、受領証の破損又は汚損に係る再交付にあつては、既に交付した受領証を、住所氏名等の変更に係る再交付にあつては、既に交付した受領証及び変更内容の分かる書類を当該申請書に添付しなければならない。

- 2 市長は、受領証の再交付を受けようとする者が、前項の規定による提出をするときは、第5条各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、第4条第1項の規定により提出された宣誓書が保存されている場合に限り、受領証を再交付するものとする。
- 4 第1項の規定により受領証の再交付を受けた者は、紛失した受領証を発見したときは、速やかに発見した受領証を市長に返還しなければならない。

(受領証の返還)

第9条 宣誓をした者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届(様式第5号)に第7条及び前条の規定により交付を受けた受領証を添えて市長に返還しなければならない。ただし、紛失その他の事由により受領証の返還が困難であると市長が認める場合は、この限りではない。

- (1) パートナーシップの関係が解消されたとき
- (2) 一方又は双方が死亡したとき
- (3) 一方又は双方が第3条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき
- (4) 宣誓書を提出した時点において第3条各号に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき

(5) 受領証の返還を希望するとき

2 前項の規定により返還するときは、第5条各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(パートナーシップ宣誓の無効及び取消し)

第10条 虚偽その他の不正な方法によりなされたパートナーシップ宣誓は、無効とする。

2 受領証を不正に使用し、又は偽造し、若しくは変造したときは、当該受領書に係るパートナーシップ宣誓は、取り消されたものと見なす。

3 前2項に該当することが判明したときは、市長は、第7条及び第8条の規定により交付した受領書の返還を求めるものとする。

(市の施策への配慮)

第11条 市長は、各種施策の施行にあたっては、この要綱の趣旨を尊重し、パートナーシップの関係にある者に十分に配慮するものとする。

(市民及び事業者への周知)

第12条 市長は、市民及び事業者がこの要綱の趣旨を理解し、パートナーシップの関係にある者がその社会活動の中で最大限に尊重され公平かつ適切な対応がなされるよう、周知啓発に努めなければならない。

(宣誓書の保存)

第13条 市長は、宣誓書を10年間保存するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第2号（第4条関係）

パートナーシップの宣誓に関する確認書

（宛先）大和郡山市長

私たちは、大和郡山市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づく「パートナーシップの宣誓」をするにあたって、次の表の確認事項欄記載の内容が事実と相違ないことを確認するとともに同要綱の規定を遵守することを誓います。

届出日 年 月 日

氏 名		
通称名の場合、戸籍上の氏名		

（代筆者） 住 所
氏 名

要綱の規定	確 認 事 項	
	項 目	回 答 （該当する□に「レ」をご記入ください。）
（関係性） 第2条第4号	一方又は双方が性的マイノリティである二人の者が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的又は物理的かつ精神的に相互に協力し合うことを約した関係である。	☐ 左記に該当します。 ☐ 左記に該当しません。 →宣誓できません。
（年齢要件） 第3条第1号	宣誓をする日において、双方がともに民法に規定する成年に達している。	☐ 左記に該当します。 ☐ 左記に該当しません。 →宣誓できません。
（住所要件） 第3条第2号	①双方が市内に住所を有している。	☐ 左記に該当します。 ☐ ①②③に該当しません。 →宣誓できません。
	②一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定している。	☐ 左記に該当します。 （予定日 年 月 日）
	③双方が市内への転入を予定している。	☐ 左記に該当します。 該当者名（ ） （予定日 年 月 日） 該当者名（ ） （予定日 年 月 日）
（独身要件） 第3条第3号	双方に配偶者がいないこと及び宣誓をしようとする相手以外の者とパートナーシップの関係にないこと。	☐ 左記に該当します。 ☐ 左記に該当しません。 →宣誓できません。
（近親者でない） 第3条第4号	宣誓をしようとする者同士が直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族でないこと。	☐ 左記に該当します。 ☐ 左記に該当しません。 →宣誓できません。

様式第4号 (第8条関係)

パートナースhip宣誓書受領証再交付申請書

(宛先) 大和郡山市長

大和郡山市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第8条の規定により、パートナーシップ宣誓書受領証の再交付を申請します。

再交付を希望する理由（いずれかに○をしてください。）

- (1) 紛失
(2) 破損
(3) 汚損
(4) 住所・氏名の変更
(5) その他()

届出日 年 月 日

宣誓日・宣誓番号	年	月	日・宣誓番号第	号
----------	---	---	---------	---

ふりがな		
氏 名		
通称名の場合 戸籍上の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日

(代筆者)

住 所

氏 名

※ 以下は、大和郡山市の記入欄です。

氏名()	個人番号カード・旅券・免許証・その他()	連絡先
氏名()	個人番号カード・旅券・免許証・その他()	連絡先

様式第5号（第9条関係）

パートナーシップ宣誓書受領証返還届

(宛先) 大和郡山市長

大和郡山市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第9条の規定により、

- ☐ 受領証を返還します。
- ☐ 受領証を紛失等で返還できませんが、下記のとおりお届けします。

返還の理由（いずれかに○をしてください。）

- (1) パートナーシップ関係の解消
(2) 宣誓者の死亡 (死亡年月日 年 月 日)
(3) 大和郡山市から転出
(4) その他 ()

届出日 年 月 日

宣誓日・宣誓番号	年	月	日・宣誓番号第	号
----------	---	---	---------	---

ふりがな		
氏 名		
通称名の場合 戸籍上の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日

(代筆者)

住 所

氏 名

※ 以下は、大和郡山市の記入欄です。

氏名()	個人番号カード・旅券・免許証・その他()	連絡先
氏名()	個人番号カード・旅券・免許証・その他()	連絡先

相談のご案内

パートナーシップ宣誓制度についてのお問い合わせは
大和郡山市人権施策推進課

TEL ▶ 0743-53-1151 まで

Email ▶ jinkenss@city.yamatokoriyama.lg.jp

◆「人権相談」(市役所 市民相談室)・夫婦や家族、恋人のこと、職場や地域の人間関係、セクハラ、DVなどについて電話、面談で悩みをお聞きます。

日 時 ▶ 月～金曜 8時30分～17時15分

電話番号 ▶ 0743-53-1568

◆なら人権相談ネットワーク事務局(奈良県人権施策課)・人権問題に関する相談

日 時 ▶ 月～金曜 8時30分～17時15分

電話番号 ▶ 0742-27-8726

◆みんなの人権110番(奈良地方法務局)・人権侵害されたと思ったら、一人で悩まず相談してください。法務局職員又は、人権擁護委員が対応します。

日 時 ▶ 月～金曜 8時30分～17時15分

電話番号 ▶ 0570-003-110

◆奈良県労働局雇用・均等室(奈良労働局)・職場での男女差別、セクハラなどに関する相談。

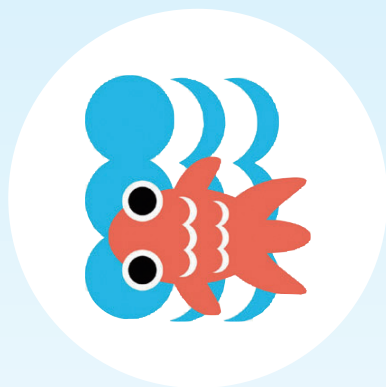
日 時 ▶ 月～金曜 8時30分～17時15分

電話番号 ▶ 0742-32-0210(事前に電話等で予約してください)

◆「人権相談」(大和郡山市)・「人権擁護委員法」により、法務大臣から委嘱された、人権擁護委員が面談で対応します。

日 時 ▶ 毎月第4曜木曜(7, 12月除く) 13時～16時

場 所 ▶ (大和郡山市 中央公民会館)



大和郡山市 市民生活部人権施策推進課

〒639-1198 大和郡山市北郡山町248-4

TEL▶0743-53-1151 (内線334)

FAX▶0743-53-1211

Email▶jinkenss@city.yamatokoriyama.lg.jp

市のHP▶<https://www.city.yamatokoriyama.nara.jp/>
